

## 質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記p.51 25-24-2 用語の定義	左記の項目において、『「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもの』とありますが、10月13日付の訂正にある13.⑥-7契約参考図書 三室沢橋(上り線・下り線) 交通運用平面図(その1)～(その15)(図番27～41/95)に追記された『交通監視員(4人)(凡例より)』はこの定義に該当すると考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。	13.⑥-7契約参考図書 三室沢橋 (上り線)・(下り線) 交通運用平面図(その1)～(その15)(図番27～41/95)については、率計上工事に関する事項に係る施工計画を想定する上で掲載したものであり率計上に関する事項に該当するものではありません。
2	特記p.51 25-24-2 用語の定義	左記の項目において、『「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもの』とありますが、⑥-6設計図および⑥-7契約参考図書に、三室沢橋(上り線・下り線) 交通運用平面図(その1)～(その15)が同図で記載される意図をご教授ください。	質問1の回答のとおりです。
3	特記p.31 25-10-1(2)	10月13日付けの訂正において、特記p.31 25-10-1(2)の表に記された『・対面通行規制 L×NA(昼夜)』および『・対面通行規制 L×NB(昼夜)』の交通保安要員A、交通保安要員A1(夜)、交通保安要員A2(夜)の配置人数・交代要員に変更はありません。⑥-6設計図および⑥-7契約参考図書における、三室沢橋(上り線・下り線) 交通運用平面図(その1)～(その15)の『交通監視員』の追記は、交通保安要員A、交通保安要員A1(夜)、交通保安要員A2(夜)に含まれる人員配置の補足説明の追記と捉えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	⑥-6設計図 及び⑥-7契約参考図に示す交通監視員は交通規制工に含まれる交通監視員を示しております。 交通保安要員A、交通保安要員A1(夜)、交通保安要員A2(夜)の人員配置については、特記仕様書25-10-1 (2) のとおりです。
4	特記 p.29 25-9-1 種別 ⑥-6設計図 上下線交通運用工	特記 p.29 25-9-1 種別にある規制時間と⑥-6設計図 上下線交通運用工 交通規制図(その1)～(その4)(図番21～24/59)から読み取れる規制時間に差異があります。交通規制の資料として、どちらを『正』として捉えるべきでしょうか。ご教示ください。	規制時間については、特記仕様書 25-9-1種別に示す規制時間となります。
5	⑥-6設計図 上下線交通運用工	交通運用平面図(その2)・(その5)・(その8)・(その11)・(その14)(図番2・5・8・11・14/59)において、『注記:(中略)、図示された交通監視員は交通規制の単価に含むものとする。』とあります。交通保安要員ではなく、交通規制工に含まれるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりです。